

# 第 1 部 総則

## 第 1 章 計画の目的、位置づけ

### 第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第四十二条の規定及び、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第六条の規定に基づき、湯河原町防災会議が作成する計画です。本計画は、湯河原町の地域に関し、湯河原町及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、住民の協力のもとに、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものです。

資料 1-1 湯河原町防災会議条例

資料 1-2 湯河原町防災会議委員名簿

### 第 2 節 計画の構成

この計画は、「計画編」と「資料編」の2編で構成します。

編	部
計画編	第 1 部 総則
	第 2 部 地震災害予防計画
	第 3 部 地震災害応急対策計画
	第 4 部 風水害等災害予防計画
	第 5 部 風水害等災害応急対策計画
	第 6 部 特殊災害対策計画
	第 7 部 復旧・復興対策計画
	第 8 部 東海地震事前対策計画
資料編	

### **第3節 計画の修正**

この計画は、災害対策基本法第四十二条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正します。

### **第4節 他の計画との関係**

#### 1 国、県等の計画との関係

この計画は、町の地域の災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するもので、国の防災基本計画及び神奈川県地域防災計画並びに指定行政機関の長又は指定公共機関が作成する防災業務計画との関連、整合に配慮し作成します。

なお、この計画のうち「第2部 地震災害予防計画」及び「第3部 地震災害応急対策計画」は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の基礎となるものです。

#### 2 町の総合計画との関係

この計画は、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び地震防災対策特別措置法並びに国及び県の計画等に基づくものですが、この計画に係る町所管の施策又は事業等については、「ゆがわら 2011 プラン（湯河原町新総合計画）」に位置づけ、実施するものとします。

#### 3 町の各部及び防災機関の定める計画等との関係

この計画に基づく防災上の諸活動に当たって必要と認められる細部事項については、町、防災関係機関等において別に定めるものとします。

### **第5節 計画の周知**

この計画は、町の職員及び防災関係機関等に周知徹底させるとともに、住民にも広く周知します。

### **第6節 計画の習熟**

町及び防災関係機関等は、この計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、自ら、又は他の機関と協力して調査研究を行い、実地又は図上訓練その他の方法によりこの計画の習熟に努めます。

## 第2章 湯河原町の自然的、社会的条件

### 第1節 自然的条件

#### 1 位置と地勢

本町は、神奈川県の西南端に位置し、北東部は小田原市、北西部は箱根町、東部は真鶴町、南西部は静岡県熱海市、西部は静岡県函南町に接しており、東京から約90km、横浜から約60kmにあります。

また、町域は、東西10.1km、南北6.8kmで、総面積は40.97km<sup>2</sup>です。

町域は、海岸線を除いた三方を箱根、伊豆、熱海の山々に囲まれ、相模灘に向かって流れる新崎川と千歳川の流域に帯状の平坦地があるほかは、穏やかな丘陵地と傾斜が急な山地によって形成されています。

#### 2 気象

本町は、三方を箱根、伊豆、熱海の山々に囲まれ、冬季にふきぬける寒風は、三方の山々がさえぎり、相模灘の黒潮の影響を受けて、年間を通じて温暖な気候です。平成26年の年間平均気温は、16.7℃、月平均の降水量は、152.2mmです。

#### 3 地質・地盤

本町域には、熱海火山、湯河原火山、箱根火山から流出した溶岩流が堆積し、広河原付近では、多量の緑色あるいは雑色の火山礫凝灰岩(湯ヶ島層群)や少量の黒色頁岩(頁岩とは、剥離性をもった泥質岩)、緑白色凝灰岩を伴って形成されており、温泉作用により白色化しているところが多くみられます。

地震災害の発生要因としては、本町は、太平洋プレート、フィリピン海プレート等が錯綜する地域であるため、東海地震、神奈川県西部地震の発生の切迫性が指摘される自然条件下にあります。

#### 4 活断層

断層とは、ある面を境にして両側の地層にずれのみられる地質の構造で、過去に繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層といいます。

本町では、県等の調査による活動度の高いとされるA級活断層(※1)及び主要起震断層の存在は無いとされていますが、町内竹ノ沢から箱根町方面へ

西北西に走向するB級活断層(※2)の北伊豆断層系(箱根湯河原断層)が存在します。

- (※1) A級活断層とは、平均1,000年で1m以上10m未満の変位速度(長期間のずれ量をその期間の年数で割った値)のある活断層です。
- (※2) B級活断層とは、平均1,000年で0.1m以上1m未満の変位速度(長期間のずれ量をその期間の年数で割った値)のある活断層です。

## 第2節 社会的条件

### 1 人口

平成27年1月1日現在の本町の人口は、26,442人(男12,342人、女14,100人)、1km<sup>2</sup>当たりの人口密度は645.4人です。

平成27年1月1日現在の人口の年齢構成については、0～14歳までの年少人口が9.6%、15～64歳の生産年齢人口が54.6%、65歳以上の高齢者人口が35.8%となっています。本町は、県内でも高齢化率の高い市町村の一つであり、いわゆる要配慮者が多いと考えられます。

### 2 土地利用

平成26年現在の本町の土地利用状況は、宅地3.543km<sup>2</sup>、畑3.088km<sup>2</sup>、山林14.544km<sup>2</sup>、原野0.006km<sup>2</sup>、その他19.809km<sup>2</sup>で、自然的土地利用を主とした中で都市的土地利用が見られます。

### 3 交通

本町の道路交通状況は、国道135号が海岸線を南北に縦貫し、県道75号が東西に延びた形で道路網の骨格をなしています。また、鉄道状況は、東部海岸線に沿ってJR東海道線及びJR東海道新幹線が整備されています。

国道135号は、週末や休祭日などでは道路混雑により住民生活や緊急車両等の通行に深刻な影響を与えています。

### 4 都市構造

平成27年現在の本町の都市計画法による地域別の面積は、用途地域399ha(9.73%)、風致地区3,448ha(84.12%)、特別用途地区101ha(2.46%)、準防火地域221ha(5.39%)となっています。また、町内のガソリンスタンドや地下タンク貯蔵所等の危険物備蓄施設数は、75施設あります。

### 第3節 過去の災害履歴

#### 1 地震災害

過去 100 年間に本町が被害を受けた地震は、下表のとおりです。

【本町が被害を受けた地震（過去 100 年間）】

湯河原町史 第3巻・通史編（昭和 62 年）から一部加筆

年月日	地名（震源地）	マグニ チュード	湯河原町 の被害	国内の被害摘要
大正 12 年 (1923) 9 月 1 日	神奈川県西部 139° 08.3' E  35° 19.7' N (関東地震)	M7.9	土肥村：家屋の下敷きになり 28 名死亡 吉浜村：600 戸全戸に被害 福浦村：山崩れで 20 名以上が犠牲となり 5 戸が埋没 幕山は崩れ、白石丁場・兎沢も大崩壊、道路・鉄道は寸断され、地震と同時に陸の孤島となる	全壊(戸) 128,266 焼失(戸) 447,128 負傷(人) 103,773 死者(人) 99,331 行方不明(人) 43,476 半壊(戸) 126,233 津波による流失(戸) 868
大正 13 年 (1924) 1 月 15 日	神奈川県中部 139° 03.5' E  35.5° N (関東地震の余震)	M7.3		全壊(戸) 1,273 死者(人) 14
昭和 5 年 (1930) 11 月 26 日	静岡県伊豆地方 138° 58.4' E  35° 02.6' N (北伊豆地震)	M7.3	福浦尋常小学校で、門柱倒れ運動場の石垣崩壊、物置傾斜、校舎の壁は亀裂剥げ落ち多く 旧校舎は土台が外れ床の東南隅さがる	全壊(戸) 2,141 死者(人) 259

## 2 近年における主な風水害

本町の近年における主な風水害は下表のとおりです。

### 【近年の風水害概要】

発生年月日	災害要因	被害概要
平成 16 年 10月 9 日	台風 22 号	住家被害（一部破損：6 棟、床上浸水：2 棟、 床下浸水：9 棟、） その他被害（がけ崩れ：1 箇所、 水道断水：194 戸、停電：280 戸）
平成 17 年 8 月 25 日	台風 11 号	住家被害（一部破損：1 棟） その他被害（がけ崩れ：4 箇所、停電：1835 戸）
平成 19 年 9 月 6 日	台風 9 号	住家被害（一部破損：2 棟） その他被害（がけ崩れ：2 箇所、倒木：17 箇所）
平成 20 年 8 月 24 日	大雨・洪水警報	J R 東海道線の不通による滞留者の保護 （滞留者数：約 350 人 内、避難所収容人数 99 人） その他被害（がけ崩れ：1 箇所）
平成 22 年 3 月 20 日	大雨・洪水・ 暴風・波浪警報	住家被害（一部破損：1 棟） その他被害（倒木による柵の破損：1 箇所）
平成 23 年 9 月 21 日	台風 15 号	住家被害（一部破損：1 棟） その他被害（土砂崩れ：1 箇所、倒木：12 箇所） 火災（電柱火災：2 件）
平成 24 年 4 月 3 日	暴風・波浪警報	その他被害（倒木：2 箇所）
平成 24 年 5 月 2 日	大雨・波浪警報	その他被害（土砂崩れ：4 箇所、倒木：1 箇所、 道路陥没：1 箇所）
平成 24 年 6 月 19 日	台風 4 号	その他被害（土砂崩れ：1 箇所、倒木：1 箇所 停電 277 戸）
平成 25 年 9 月 15 日	台風 18 号	非住宅被害（一部破損：1 棟）
平成 26 年 6 月 6 日	大雨警報	その他被害（崖崩れ：1 箇所、出水等：3 件）

## 第3章 地震被害想定

### 第1節 被害想定条件

#### 1 想定地震

この想定は、「神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）」に基づいています。

今回の調査における想定地震については、神奈川県に及ぼす被害の量的・地域的な状況や、発生切迫性を考慮し、選定しています。選定の視点は、次のとおりです。

#### 【選定の視点】

- ① 地震発生切迫性が高いとされている地震  
(例) 都心南部直下地震、神奈川県西部地震
- ② 法律により対策を強化する地域の指定に用いられる地震  
(例) 東海地震、南海トラフ巨大地震
- ③ 地震防災戦略・地域防災計画・中央防災会議等において対策の対象としている地震  
(例) 三浦半島断層群の地震、大正型関東地震
- ④ 発生確率は極めて低いが、発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ可能性があり、超長期的な対応となる地震  
(例) 元禄型関東地震、相模トラフ沿いの最大クラスの地震

なお、発生確率が極めて低く、神奈川県の防災行政やまちづくり行政などにおいて超長期的な対応となる地震や、国の被害想定において最新の知見による震源モデルが示されたものの被害量は想定されていない地震については、参考として被害等の想定を行いました。

都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード7.3の地震です。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されていることから、想定地震としました。
三浦半島断層群の地震	三浦半島断層帯を震源域とするモーメントマグニチュード7.0の活断層型の地震です。現行の神奈川県地震防災戦略（平成22年3月策定）の減災目標としている地震であることから、想定地震としました。前回の調査では、モーメ

	ントマグニチュード6.9としていましたが、最新の知見からモーメントマグニチュードを変更しています。
神奈川県西部地震	神奈川県西部を震源域とするモーメントマグニチュード6.7の地震です。現行の神奈川県地震防災戦略（平成22年3月策定）の減災目標としている地震であることから、想定地震としました。
東海地震	駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0の地震です。神奈川県地域防災計画において地震の事前対策について位置づけていること、また、県内の概ね西半分のみ市町が「大規模地震対策特別措置法」の地震防災対策強化地域に指定されていることから、想定地震としました。
南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0の地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから、想定地震としました。
大正型関東地震	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.2の地震です。1923年の大正関東地震を再現した地震で、国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震であることから、想定地震としました。
元禄型関東地震（参考）	相模トラフから房総半島東側を震源域とするモーメントマグニチュード8.5の地震です。1703年の元禄関東地震を再現した地震で、現実に発生した最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震ですが、参考地震として被害量を算出しています。
相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）	元禄型関東地震の震源域に加え関東北部までを震源域とするモーメントマグニチュード8.7の地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震ですが、参考地震として被害量を算出しています。
慶長型地震（参考）	南海トラフ沖と相模トラフ沿いを繋ぐ断層を設定し、そこで想定したモーメントマグニチュード8.5の正断層型の地震です。平成24年3月に神奈川県が公表した津波浸水予測図の対象地震の中で最大クラスの地震であり、最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。
明応型地震（参考）	南海トラフから銭洲海嶺に伸びるフィリピン海プレート内の断層を設定し、そこで想定したモーメントマグニチュード8.4の逆断層型の地震です。平成24年3月に神奈川県が



	公表した津波浸水予測図の対象地震の中で最大クラスの地震であり、最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。
元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震（参考）	相模トラフで発生する海溝型と国府津－松田断層帯の地震が連動発生するモーメントマグニチュード8.3の地震です。平成24年3月に神奈川県が公表した津波浸水予測図の対象地震の中で最大クラスの地震とされていた「元禄型関東地震と神縄・国府津－松田断層帯の連動地震」の断層モデルの一部を、最新の知見を基に変更した地震であり、最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。

## 2 想定条件

火災被害等が最大となり、防災関係機関が初動体制を確立し難い条件を想定。

条件	設定
季節	冬
日	平日
発生時刻	18時
風速・風向	近年の気象観測結果に基づく平均

注：津波の被害のみ設定条件が深夜0時

## 3 想定結果

### (1) 想定震度

すべての想定地震（11地震）のうち津波のみの被害想定を算出している3地震をのぞく8つの想定地震について、本町では震度4以上の揺れが想定され、神奈川県西部地震及び相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）では、最大で震度6弱の揺れが想定されます。

### (2) 液状化の可能性

すべての想定地震について、液状化の可能性は、町内大部分の地域で「なし」、ごく限定された地域で「可能性が極めて低い」ことが想定されます。

### (3) 津波

すべての想定地震（11地震）について、津波が観測されると想定され、特に、相模トラフ沿いの最大クラスの地震（西側モデル）では、10m以上の最大水位になることが想定されます。

- (4) 建物被害  
相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）では全壊棟数が 990 棟となり想定地震中最多になると想定されます。
- (5) 火災被害  
想定地震のいずれの地震においても、焼失による被害は 0 棟になると想定されます。
- (6) 人的被害  
死者数、重傷者数、中等症者数、軽症者数のいずれも、相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）が想定地震中最多になると想定されます。
- (7) 避難者  
想定地震のうち、相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）では、1 日から 1 週間後の避難者数が 5,100 人と想定され、その避難者のうち 4,360 人が 1 か月後にも避難生活が継続すると想定されます。
- (8) 帰宅困難者  
すべての想定地震について、発災直後の帰宅困難者数は、740 人と想定され、1 日後の帰宅困難者数は、神奈川県西部地震、東海地震、南海トラフ巨大地震で 740 人が継続して帰宅困難者になっていると想定されます。元禄型関東地震（参考）、大正型関東地震、相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）で 2 日後も 740 人が継続して帰宅困難者になっていると想定されます。
- (9) 震災廃棄物  
想定地震のうち、相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）では、震災廃棄物の発生量が 20 万トン超になると想定されます。

湯河原町の被害想定結果一覧表(抜粋) (1/3)

項目		想定地震		都心南部 直下地震	三浦半島 断層の地 震	神奈川県 西部地震	東海地震
建物被害	全壊棟数	(棟)	0	0	340	30	
	半壊棟数	(棟)	10	0	1,670	230	
火災被害	出火件数	(件)	0	0	0	0	
	焼失棟数	(棟)	0	0	0	0	
自力脱出困難者		(人)	0	0	20	*	
要配慮者	避難者	高齢者数	(人)	*	0	400	60
		要介護者数	(人)	*	0	100	10
	断水人口	高齢者数	(人)	0	0	0	0
		要介護者数	(人)	0	0	0	0
	家屋被害	高齢者数	(人)	*	0	660	90
		要介護者数	(人)	*	0	160	20
人的被害	死者数	(人)	*	0	70	*	
	重傷者数	(人)	0	0	20	*	
	中等症者数	(人)	*	0	150	30	
	軽症者数	(人)	*	0	220	40	
エレベーター停止台数		(台)	0	0	50	*	
ライフライン	電力	停電軒数	(軒)	0	0	23,360	23,360
	都市ガス	供給停止件数	(戸)	0	0	2,720	0
	LPガス	ボンベ被害数	(戸)	0	0	90	0
	上水道	断水人口(直後)	(人)	*	0	1,820	50
	下水道	機能支障人口	(人)	280	0	910	440
	通信	不通回線数	(回線)	0	0	9,780	9,790
避難者数	1日目～3日目	(人)	20	0	2,610	360	
	4日目～1週間後	(人)	20	0	2,610	360	
	1ヵ月後	(人)	20	0	2,560	330	
帰宅困難者数	直後	(人)	740	740	740	740	
	1日後	(人)	0	0	740	740	
	2日後	(人)	0	0	0	0	
震災廃棄物		(万トン)	*	0	11	1	

※冬18時の想定。ただし、津波による被害は深夜0時の想定。

※ \*：わずか(計算上0.5以上10未満)。0：計算上0.5未満は0とした。

※各欄の数値は、1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

※要配慮者のうち、高齢者は75歳以上を、要介護者は要介護3以上を対象としている。

湯河原町の被害想定結果一覧表(抜粋) (2/3)

項目		想定地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震	元禄型関東地震(参考)	相模トラフ沿いの最大クラスの地震(参考)	
建物被害	全壊棟数	(棟)	30	120	180	990	
	半壊棟数	(棟)	200	780	840	1,860	
火災被害	出火件数	(件)	0	0	0	0	
	焼失棟数	(棟)	0	0	0	0	
自力脱出困難者		(人)	30	*	*	20	
要配慮者	避難者	高齢者数	(人)	50	190	250	780
		要介護者数	(人)	10	50	60	190
	断水人口	高齢者数	(人)	0	0	0	0
		要介護者数	(人)	0	0	0	0
	家屋被害	高齢者数	(人)	80	300	350	1,040
		要介護者数	(人)	20	80	90	260
人的被害	死者数	(人)	*	110	220	1,550	
	重傷者数	(人)	*	10	10	20	
	中等症者数	(人)	30	80	90	160	
	軽症者数	(人)	40	110	120	220	
エレベーター停止台数		(台)	*	50	50	50	
ライフライン	電力	停電軒数	(軒)	23,360	23,360	23,360	23,360
	都市ガス	供給停止件数	(戸)	0	0	0	0
	LPガス	ボンベ被害数	(戸)	0	90	90	90
	上水道	断水人口(直後)	(人)	30	380	380	1,550
	下水道	機能支障人口	(人)	420	840	840	910
	通信	不通回線数	(回線)	9,790	9,780	9,780	9,850
避難者数	1日目～3日目	(人)	340	1,250	1,600	5,100	
	4日目～1週間後	(人)	340	1,250	1,600	5,100	
	1ヵ月後	(人)	310	1,130	1,350	4,360	
帰宅困難者数	直後	(人)	740	740	740	740	
	1日後	(人)	740	740	740	740	
	2日後	(人)	0	740	740	740	
震災廃棄物		(万トン)	1	4	6	22	

※冬18時の想定。ただし、津波による被害は深夜0時の想定。

※ \* : わずか(計算上0.5以上10未満)。0 : 計算上0.5未満は0とした。

※各欄の数値は、1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

※要配慮者のうち、高齢者は75歳以上を、要介護者は要介護3以上を対象としている。

湯河原町の被害想定結果一覧表(抜粋) (3/3)

項目		想定地震	慶長型地震(参考)	明応型地震(参考)	元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震(参考)
建物被害	全壊棟数	(棟)	50	*	110
	半壊棟数	(棟)	50	30	310
火災被害	出火件数	(件)	-	-	-
	焼失棟数	(棟)	-	-	-
自力脱出困難者		(人)	-	-	-
要配慮者	避難者	高齢者数	(人)	-	-
		要介護者数	(人)	-	-
	断水人口	高齢者数	(人)	-	-
		要介護者数	(人)	-	-
	家族被害	高齢者数	(人)	-	-
		要介護者数	(人)	-	-
人的被害	死者数	(人)	10	*	230
	重傷者数	(人)	0	0	*
	中等症者数	(人)	0	0	20
	軽症者数	(人)	0	0	20
エレベーター停止台数		(台)	-	-	-
ライフライン	電力	停電軒数	(軒)	-	-
	都市ガス	供給停止件数	(戸)	-	-
	LPガス	ボンベ被害数	(戸)	-	-
	上水道	断水人口(直後)	(人)	-	-
	下水道	機能支障人口	(人)	-	-
	通信	不通回線数	(回線)	-	-
避難者数	1日目~3日目	(人)	-	-	-
	4日目~1週間後	(人)	-	-	-
	1ヵ月後	(人)	-	-	-
帰宅困難者数	直後	(人)	-	-	-
	1日後	(人)	-	-	-
	2日後	(人)	-	-	-
震災廃棄物		(万トン)	-	-	-

※冬18時の想定。ただし、津波による被害は深夜0時の想定。

※ \* : わずか(計算上0.5以上10未満)。0 : 計算上0.5未満は0とした。

※各欄の数値は、1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

※要配慮者のうち、高齢者は75歳以上を、要介護者は要介護3以上を対象としている。

## 第2節 想定される災害に対しての計画

本町に影響を与えると考えられる地震については、前に示したとおりです。各々の地震は、規模や切迫性、その影響範囲、度合いが異なりますが、すべてに対応できる計画としなければなりません。

この計画を推進するためには、町及び防災関係機関が多くの事業を実施する必要があるため、長期間にわたり、かつ、膨大な投資が必要になってきます。

そこで、実施するに当たり、地域社会の実情を考慮し、各対策を緊急度の高い順に優先的に実施していきます。

また、財源については、国及び県の財政支援を受けて実施する予定です。

## 第3節 地震災害予防計画・応急対策計画策定のための条件

地震の発生の切迫性は、想定する地震によって現在から数百年以上先と幅があるものです。したがって、より切迫性が高いものから短期的に対応ができる対策を推進し、最終的には数百年先に発生するかもしれない地震についても、構造物が壊れない又は壊れても人を傷つけないまちづくりを目指していきます。

### 1 短期的目標（5か年以内）

大規模地震対策特別措置法制定の契機ともなり、その切迫性が指摘されている東海地震及び南関東地域直下の地震のうち、より切迫性が高いとされる神奈川県西部地震について、災害時応急活動事前対策の充実を中心に進めます。

### 2 中期的目標（10か年以内）

マグニチュード8クラスの大正型関東地震が発生しても対応できるよう、地震災害予防対策の充実を図るとともに、都市の安全性を向上させるため、特に防災上重要な構造物の耐震化等を進めます。

### 3 長期的目標（10か年超）

地震発生の切迫性はありませんが、将来、本町に多大な被害が想定される相模トラフ沿いの最大クラスの地震に対応できるよう、都市そのものの耐震力、防災力を強化し、都市の安全性の向上を進めます。

目 標	対象とする想定地震	対 策 の 主 眼
短期的目標	神奈川県西部地震	災害時応急活動事前対策の充実
中期的目標	大正型関東地震	地震災害予防対策の充実 都市の安全性の向上 (防災上重要な施設を中心に)
長期的目標	相模トラフ沿いの最大 クラスの地震	都市の安全性の向上

## 第4章 計画の推進主体とその役割

### 第1節 防災関係機関の実施責任

本計画を推進するに当たって、町、県、その他の関係機関の果たすべき責任は、次のとおりです。

#### 1 町

町は、防災の第一義的責任を有する基礎的な自治体として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施します。

#### 2 県

県は、市町村を包括する広域的自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行います。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関（第三管区海上保安本部、横浜地方気象台等）は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行います。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関（東日本旅客鉄道株式会社横浜支社、日本赤十字社神奈川県支部等）及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力します。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者（JAかながわ西湘農業協同組合、社会福祉施設・児童福祉施設、幼稚園・小学校・中学校等）は、平常



時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施します。

また、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

## **第2節 住民等の責務**

### 1 住 民

- (1) 「自らの身は、自ら守る。」という自主防災の観点から、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄や家具、ブロック塀等の転倒防止などの予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくりなどの防災対策を行います。
- (2) 「皆のまちは、皆で守る。」という観点から、自主防災組織活動への積極的な参画に努めます。
- (3) 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した防災に関する知識、技能等を災害発生時に発揮できるよう努めます。
- (4) 災害が発生したときは、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出、救助、応急手当等に努めるとともに、避難するに当たっては冷静かつ積極的に行動するように努めます。

### 2 企 業

- (1) 日ごろから、その管理する施設及び設備の耐震性の確保や食料、飲料水等の備蓄、消火、救出救助等のための資機材の整備、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努めます。
- (2) 災害対策の責任者を定め、災害が発生したときに従業員がとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加するための体制を整備するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます。
- (3) 災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）及び予想被害からの復旧計画を策定するよう努めるとともに、各計画の点検、見直し等を行います。
- (4) 災害が発生したときには、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難者にならないような措置を講じるとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救助、応急手当、避難誘導等

を積極的に行うよう努めます。

### 3 災害ボランティア

- (1) 日ごろから、地域、行政、関係機関が開催する防災に関する研修会や訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるよう努めます。
- (2) 災害時の活動の際は、食料、水、寝具、衣料品等を携行し、ごみは持ち帰るなどできる限り自己完結型となるよう努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を考慮して活動します。また、ボランティア団体相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努めます。
- (3) 県、町及び関係機関は、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、研修会や養成講座の開催、活動拠点の確保等環境整備に努めます。

## **第5章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱**

町、県の出先機関等、指定地方行政機関、指定公共機関等が防災に関して処理する業務は、次のとおりです。

### **第1節 町の防災組織**

#### 1 湯河原町

- (1) 湯河原町防災会議に関する事。
- (2) 防災組織の整備及び育成指導に関する事。
- (3) 防災知識の普及及び教育に関する事。
- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) 防災施設の整備に関する事。
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備に関する事。
- (7) 消防活動その他の応急措置に関する事。
- (8) 避難対策に関する事。
- (9) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事。
- (10) 被災者に対する救助及び救護の実施に関する事。
- (11) 保健衛生に関する事。
- (12) 文教対策に関する事。
- (13) 被災施設の復旧に関する事。
- (14) その他の災害応急対策に関する事。
- (15) その他災害の発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置に関する事。

#### 2 湯河原町防災会議

- (1) 湯河原町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する事。
- (2) 法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関する事。

#### 3 湯河原町災害対策本部

- (1) 町の地域に係る災害に関する情報を収集する事。
- (2) 町の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施する事。

## 第2節 県の出先機関等

### 1 県西地域県政総合センター

- (1) 所管区域内の市町、県機関及び関係機関等の総合調整に関すること。
- (2) 広域防災活動拠点の運営に関すること。
- (3) 広域活動備蓄拠点の運営に関すること。
- (4) 県西現地災害対策本部構成機関の所管に係る災害応急対策の実施に関すること。
- (5) 所管区域内の被害状況及び災害応急対策実施状況等の収集、取りまとめ及び報告並びにその他の災害情報の収集等に関すること。
- (6) 所管区域内の県機関及び関係機関等に対する県災害対策本部の指令等の伝達に関すること。
- (7) 所管区域外の災害応急対策への支援調整に関すること。
- (8) その他必要な災害応急対策に関すること。

### 2 小田原保健福祉事務所

- (1) 災害時における管内町域の保健衛生対策に関すること。
- (2) 災害時医療救護活動の支援に関すること。

### 3 小田原土木センター

- (1) 災害時における管内町域の県管理道路及び橋りょう等の応急対策に関すること。
- (2) 管内町域の県管理道路及び橋りょう等の被害調査及び災害復旧に関すること。
- (3) 河川及び砂防の被害調査及び災害復旧に関すること。

### 4 小田原警察署

- (1) 災害関連情報の収集・伝達に関すること。
- (2) 被災者の救出・救助に関すること。
- (3) 緊急交通路指定想定路線の確保等交通規制に関すること。
- (4) 行方不明者の捜索、遺体の見分・検視に関すること。
- (5) 犯罪の予防・取締り等、被災地の社会秩序の維持に関すること。

### 第3節 指定地方行政機関

#### 1 農林水産省関東農政局神奈川支局

(1) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整。

#### 2 第三管区海上保安本部

(1) 大規模地震災害対策訓練等の防災訓練の実施に関すること。

(2) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発に関すること。

(3) 港湾の状況等の調査研究に関すること。

(4) 船艇、航空機等による警報等の伝達に関すること。

(5) 船艇、航空機等を活用した情報収集に関すること。

(6) 活動体制の確立に関すること。

(7) 船艇、航空機等による海難救助等に関すること。

(8) 船艇、航空機等による傷病者、医師、避難者及び救援物資等の緊急輸送に関すること。

(9) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与に関すること。

(10) 要請に基づく関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。

(11) 排出油等の防除等に関すること。

(12) 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保に関すること。

(13) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示に関すること。

(14) 海上における治安の維持に関すること。

(15) 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置に関すること。

(16) 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置に関すること。

(17) 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保に関すること。

#### 3 東京管区气象台（横浜地方气象台）

(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表

(2) 気象業務に必要な観測体制の充実、予報・通信等施設及び設備の整備

(3) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報

等の適時・的確な防災機関への伝達、防災機関や報道機関を通じた住民への周知

- (4) 気象庁が発表する緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
- (5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力
- (6) 災害の発生が予想されるときや災害発生時における県市町村に対する気象状況の推移・予想の解説等の実施
- (7) 県市町村やその他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

#### 4 国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所

- (1) 被災した地方公共団体に対する人員及び災害対策用機械の派遣に関すること。

#### 5 関東財務局（横浜財務事務所）

- (1) 災害発生時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
- (2) 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
- (3) 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会
- (4) 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付

#### 6 関東総合通信局

- (1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。
- (2) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。
- (3) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。
- (4) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

#### 7 神奈川労働局

- (1) 工場・工事現場等の事業場における労働災害防止の指導・援助
- (2) 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助
- (3) 被災労働者の労働災害補償等
- (4) 被災者の雇用対策

## 第4節 指定公共機関及び指定地方公共機関

- 1 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社
  - (1) 鉄道、軌道施設の整備、保全に関する事。
  - (2) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保に関する事。
  - (3) 災害時の応急輸送対策に関する事。
  - (4) 鉄道、軌道関係被害調査及び災害復旧に関する事。
  
- 2 東日本電信電話株式会社神奈川事業部
  - (1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事。
  - (2) 電気通信施設の被害調査及び災害復旧に関する事。
  
- 3 東京電力株式会社小田原支社
  - (1) 災害時における電力供給に関する事。
  - (2) 災害発生時の無線による連絡に関する事。
  - (3) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事。
  
- 4 中日本高速道路株式会社
  - (1) 道路の耐災整備に関する事。
  - (2) 災害時における緊急交通路の確保に関する事。
  - (3) 道路の災害復旧に関する事。
  - (4) 道路の保全に関する事。
  
- 5 一般社団法人神奈川県トラック協会
  - (1) 災害対策用物資の輸送確保に関する事。
  - (2) 災害時の応急輸送対策に関する事。
  
- 6 日本赤十字社神奈川県支部
  - (1) 医療救護に関する事。
  - (2) 救援物資の備蓄及び配分に関する事。
  - (3) 災害時の血液製剤の供給に関する事。
  - (4) 義援金の受付及び配分に関する事。
  - (5) その他災害救護に必要な業務に関する事。
  
- 7 日本銀行横浜支店
  - (1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節

- (2) 資金決済の円滑化の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- (5) 各種措置に関する広報

#### 8 日本郵便株式会社湯河原郵便局

- (1) 郵便、為替貯金、簡易保険、郵便年金各事業の業務管理及びこれらの施設等の保全に関する事。
- (2) 災害時における郵便物の送達確保に関する事。
- (3) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除に関する事。
- (4) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事。
- (5) 為替貯金業務及び簡易保険業務、郵便貯金の非常取扱いに関する事。
- (6) 被災者の救援を目的とする寄附金を郵便為替により送金するときにおける通常払込み及び通常振替の料金免除の取扱いに関する事。
- (7) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による応急融資に関する事。
- (8) 被災状況の収集活動及び広報活動等に関する事。

#### 9 バス機関（伊豆箱根バス株式会社、箱根登山バス株式会社等）

- (1) 被災地の人員輸送の確保に関する事。
- (2) 災害時の応急輸送対策に関する事。

#### 10 湯河原瓦斯株式会社

- (1) ガス供給施設の耐震整備に関する事。
- (2) 被災地に対する燃料供給の確保に関する事。
- (3) ガス供給施設の被害調査及び復旧に関する事。

### **第5節 公共的団体**

#### 1 JAかながわ西湘農業協同組合

- (1) 県・町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関する事。
- (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事。
- (4) 農産物の需要調整に関する事。



(5) 被災農家に対する融資あっせんに関する事。

## 2 湯河原町商工会

- (1) 町が行う応急対策の協力に関する事。
- (2) 災害時における物資安定についての協力に関する事。
- (3) 救助物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事。

## 3 医療機関等

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。
- (2) 災害時における入院患者等の保護及び誘導に関する事。
- (3) 災害時における病人等の受入れ及び保護に関する事。
- (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事。

## 4 小田原医師会湯河原班・小田原歯科医師会・小田原薬剤師会

- (1) 災害時における医療救護活動の実施に関する事。
- (2) 防疫その他保健衛生活動の実施に関する事。
- (3) 医療及び助産活動の協力に関する事。
- (4) 救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関する事。

## 5 社会福祉施設・児童福祉施設

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事。
- (2) 災害時における収容者の保護に関する事。

## 6 金融機関

- (1) 被災者等に対する資金の融資に関する事。

## 7 幼稚園・保育園・小学校・中学校

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事。
- (2) 被災時における教育対策に関する事。
- (3) 被災施設の災害復旧に関する事。

## 8 福浦漁業協同組合

- (1) 県・町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事。
- (2) 被災組合員に対する融資又は融資あっせんに関する事。
- (3) 漁船、協同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立に関する事。
- (4) 避難者、救援物資等の海上運搬等に関する事。

## 9 湯河原温泉旅館協同組合

- (1) 災害時における観光客等の帰宅困難者に対する避難収容施設等の提供に関すること。
- (2) 町が行う旅館業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。

## 10 自主防災組織

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災用資機材の備蓄に関すること。

## 第6節 自衛隊

- (1) 人命救助等応急対策の実施
- (2) その他災害救助対策